

現をめぐす企業合併の動きが目立っている。そのねらいは、欧州共同市場の統合進展に即応して、コストの引下げと国際競争力の強化をはかり、あわせて米国など外国資本の進出に対抗する点にあるといわれている。現在のところ企業合併は一国内部の動きにとどまっているが、E E C委員会は、国境を越えた「欧州会社」の発展を期待し、その実現を促進するためには、ローマ条約によるカルテル禁止条項の緩和、各国会社法の一本化、税制面における合併助成措置の採用などが必要であると指摘している。

「E E Cの危機」打開のための特別理事会は、1月中・下旬の2回にわたってルクセンブルグで開催され、フランスのE E Cボイコット以来半年ぶりに6ヵ国の話し合いが行われた。この結果、E E C委員会の権限縮小問題と今後のE E Cの行動日程などについて一応の妥協が成立し、フランスはE E Cの場に復帰することとなった。しかし最大の問題である理事会の表決方法については、全会一致制の継続を主張するフランスと、ローマ条約に従い本年以降特定多数決制に移行することを主張する5ヵ国との意見対立がいぜん解消せず、同問題は事実上すべて今後に持ち越されることとなった。このため今後なんらかの問題を契機に、再びE E Cの内部対立が再燃する可能性が残っているが、いずれにせよフランスの復帰によって一応E E Cの停滞が打開されたことの意義は大きく、これが今後懸案の農業問題やケネディ・ラウンドを進展させる糸口となるかどうかを注目すべきであろう。

国際通貨問題と低開発国

—UNCTAD報告の概要と問題点—

国連貿易開発会議(UNCTAD)の事務総長プレビッシュによって任命された専門家グループ(学者および低開発国の当局者等により構成)は「国際通貨問題と低開発国(International Monetary Issues and the Developing Countries)」と題

する報告を昨年暮発表した。同報告は1964年にジュネーブで開かれた国連貿易開発会議の要請に基づき、国際通貨問題を低開発国の立場から検討したもので、近くUNCTADの下部機関である貿易外融資委員会(Committee on Invisibles and Financing Related to Trade)で正式に検討されることとなっている。

概 要

同報告は国際通貨制度の改革を論ずるにあたって、特に次の3点を強調している。

まず、現行体制のもとでは世界経済の拡大に伴って増大する対外準備の全体的な必要量を確保していくことができない。この結果各国は国内経済を引締めぎみに運営せざるを得ず、このため低開発国の輸出の伸び悩みをもたらす可能性が大きい。さらに先進国は対外準備に対する配慮から、積極的な低開発国援助をさしひかえざるを得なくなる。このような兆候はすでにある程度現われている。したがって「国際流動性増強を早急に行なう必要はない」という結論は受け入れ難い。これが第1の論点である。

第2は、「後進国の外貨不足は流動性準備の不足ではなく、長期開発資金の不足である」というかなり一般的にもたれている考え方に反対していることである。後進国は、主要輸出品である一次産品の価格変動が大きいため、国際収支の swings が当然大きく、流動性需要も先進国に比べて相対的に大きい。低開発国のこのような流動性需要も、先進国のそれと同様充足されなければならないというのである。

第3に、最近低開発国の経済成長率が鈍化し、一人あたりの国民所得がほとんど増加しなくなっているのは、先進国からの開発資金援助が量的に十分でなく、またその条件も改善されていないことが大きな原因である。もちろん、先進国の流動性問題が解決されれば、先進国が国際収支に対してあまりに用心深い態度をとるという弊害は緩和されよう。しかしながら、新準備資産創出のために拠出された先進国通貨を開発金融に活用する

ことにすれば、低開発国援助はさらに促進され、世界経済の拡大発展が可能になるというのである。

以上三つの課題を同時に解決する方法として、同報告は新準備資産創出に関する新しい方式を提案している。それによると、新準備資産(Fund Unit)を、ブレトンウッズの精神に基づき、全世界的な参加のもとに創出する。具体的には、参加国が自国通貨をIMF内のFund Unit勘定に拠出し、同額のFund Unitを受け取り、これを自国の金外貨準備に算入する。拠出の割合はIMFクォータに基づいて決定する。IMFはFund Unit勘定に拠出された通貨のうち、主要国通貨を低開発援助資金として、世銀グループに貸し付ける(たとえば世銀債に投資する)。この新準備資産創出方式は従来からの国際通貨改革に関する諸提案の特徴を巧みにとり入れた折衷案であるが、それだけにいくつかの特徴と問題点がうかがわれる。

特 徴

UNCTAD報告の第1の特色は、新準備資産創出に参加する国の範囲が、一部先進国に限られず、全IMF加盟国さらに、参加の意図ある非加盟国にまで及んでおり、これによって準備資産の創出に全世界的な性格が与えられる点にある。低開発国の参加を主張しているのは、前述のように流動性不足の問題が低開発国にも存在すると考えるからである。また参加資格として、IMF8条国であること、あるいはIMF被引出通貨国であることといったいわゆる“自己選別に基づく規準(self-qualifying criteria)”を適用することに対しては、運用が恣意的になるという理由で反対している。

第2の特色は新準備資産の創出と低開発国向け開発金融をリンクさせようとしている点である。すなわちFund Unit創出の際IMFに拠出された通貨のうち、先進国通貨を世銀債に投資する権限をIMFに持たせるという考え方である。これによって低開発国は開発資金をそれだけ潤沢に得

られることになり、開発計画の達成が容易となる。また低開発国はこれによって長期安定資金を得るので、対外準備の運用にも余裕ある態度が可能となり、低開発国もまた当初分配されるFund Unitを費消してしまうことなく、対外準備としてこれを保有していくことが可能となる。

これらの考え方の特色は、国際通貨改革により、世界の流動性需要をまかなうと同時に低開発国の開発資金需要をも同時に満足させようというねらいから生まれたものであるが、これまでの先進国の議論から見れば簡単に受け入れがたいいくつかの問題点を含んでいると考えられる。

問 題 点

(準備資産の質)

最大の問題点は新準備資産の裏付けとなる資産の質が先進国にとって十分信頼できるものでなくなる懸念が大きいという点である。UNCTAD報告は「Fund Unitの質は参加国の脱退、Fund Unitの一部消却、制度の清算のときだけ問題となるのであり、しかもこのような事態は、遠いありうべからざる非常事態にすぎない」と論じ、したがってFund Unitの質はその通用性とは無関係であると主張している。しかし、国際通貨問題の権威ベルンシュタインも言うように新準備資産創出に参加する国は、国際通貨制度の根本的变化に同意する以上、脱退、清算等の際損失を伴う危険がないという保証を求めることは、むしろ自然の成行きであろう。

このような見地に立てばUNCTAD方式によるFund Unitの質には次の2点で問題がある。第1に低開発国の交換不能通貨がFund Unitの部分的裏付けとなっている点である。これは低開発国がFund Unit創出に参加するためである。もとより低開発国の流動性問題を解決するためにこのような方式が、提案された趣旨は理解できるが、同様の目的は必ずしもこのような方式をとらずとも満たしていくことができるという反論があり得る。たとえば当初の創出には主要国だけが参加することにし、このように創出されたFund Unit

の一部を低開発国にも配分(たとえばIMFの業務を通じて)することにすればFund Unitの質を落とさず低開発国の流動性需要を満たしていくことが可能なわけである。

Fund Unitの質の低下が問題となる第2の点は、Fund Unit創出に拠出された主要国通貨が開発金融の目的で世銀債などに投資され、Fund Unitの見合い資産が主要国通貨から世銀債に変わるところから出てくる。これは多角的低開発国援助を促進する目的で考案された方式であるが、このようなリンク方式を採らなくともFund Unit創出とは別個の多角的協定により低開発金融を促進すれば解決できるという反論が当然予想されよう。ただここで考慮しなければならないのは、世銀債投資による質の低下と低開発国が創出に参加することによって生ずる質の低下とのちがいである。世銀債は低開発国通貨とちがいで、国際機関の債務であり信用度はかなり高い。現在においても世銀債は米国の市場においてAaaの取扱いを受けており、さらに将来、世銀債の流通市場が育成されてゆけば、万一新準備資産の制度が清算されることになっても、各国はFund Unitの代わりに信用度が高く、ある程度流動性もある債権を入手することになるので大きな混乱が起きる公算は小さいかもしれない。

さらに考えなければならないのは、Fund Unit創出とは別個の多角的取決めで低開発国援助が行なわれる場合と、UNCTAD提案によるリンク方式のもとで低開発国金融が行なわれる場合との実質的効果の比較についてである。かりにこの二つの制度のもとで同額のFund Unitが創出され、世銀債投資も同額だけ実行されたとすると、Fund Unit制度が解散された場合には、先進国全体として保有する世銀債の額は両制度とも同額だということである。Fund Unitの見合い資産の質は解散の時初めて問題となるのであるが、解散のとき同じ結果となるのであるなら、開発金融とのリンクの可否をFund Unitの見合い資産の質の点から論ずる必要はないともいえる。

(インフレ圧力の問題)

低開発国はFund Unitの創出に参加し、その分配を受けたあと、これを長期間保有するゆとりがなく、まもなくFund Unitを使い果たしてしまう可能性が大きい。この場合先進国はFund Unitを見合いに実物資源を手放すことになる。これは、各国の保有準備を増加させる目的で行なうFund Unit創出が、それと平行して先進国から後進国への一度限りの一方的な実物資源の移転という効果を伴うことを意味している。低開発国に分配されるFund Unitの量が大きい場合には、これは先進国にとってインフレ圧力ともなり得よう。しかし実物資源の移動によるインフレ圧力という問題は開発金融が行なわれる限り避け難い問題である。したがって低開発国にFund Unitが分配される際に、開発金融との関連を考慮したうえで世界経済にインフレの効果をもたないようにFund Unitの創出量、分配の基準などが決定されるならば、特に問題とはならないともいえる。

(管理上の問題点)

UNCTAD報告が主張するように、Fund Unit勘定に拠出された先進国通貨が開発金融に使用され、しかもその使用額が国際機関独自の判断で決定されることになれば、先進国はいつ、どれだけ自国通貨が引き出され自国の対外準備への圧迫となるか不明であるため、先進国の対外準備政策がむずかしくなるという反論が考えられる。

もとよりこのような方式で開発金融が行なわれる場合には、各国が準備創出に参加すれば、自動的に、世銀債に投資したことになり手続きが簡単であるだけに、各国の世銀債への投資額は別の多角的取決めで行なう場合より大きくなる公算が大きいであろう。しかしながら、これは反面において開発金融の額が安易にふくらむ危険性をも示すものであろう。

もっとも、このような問題はFund Unitの見合資産となるべき先進国通貨を開発金融に使うこと自体に付随する問題というより、その使い方(使用額、使用通貨、時期)についての決定方法いか

んによるものと思われる。したがって、リンク方式をとる場合、先進国通貨の世銀債投資について、十分な慎重さと各国の自由が認められる決定方式をとるならば、節度を欠いた開発金融の行過ぎをチェックすることも可能であるかもしれない。

むすび

以上みたように、UNCTAD報告は、多くの問題点を含んでいる。これらは、新準備資産創出の方法に金融技術的に完全なものを求めるか、それとも金融技術を越えたより政治的な要求をも満たすものとするかといった立場の相違からくる対立点であって、容易に決着のつく問題ではない。これらの点は国際通貨改革に関する今後の各国間の折衝を通じ、実際的な歩み寄りで解決されなければならない問題なのである。

しかし、ここで忘れてはならないのは、後進国の開発促進問題が国際経済上、最も重要な課題の一つとなってきたという一事である。経済開発を促進するための低開発国の熾烈な政治的要求は、あらゆる国際経済問題が低開発国問題を抜きにして解決できないことを示している。国際通貨改革問題もその例外ではあり得ない。開発金融を新準備資産創出にリンクさせるかさせないかの当否は別としても、国際通貨制度改革を機に、多角的な低開発国援助を格段に改善する方法について、いまや先進国も大きな決断を迫られているといえるであろう。

(第1表)

DAC諸国の低開発国に対する経済協力(ネットベース)

(単位・億ドル)

	贈 与					借 款					民 間 外 資					合 計				
	1960年	61年	62年	63年	64年	1960年	61年	62年	63年	64年	1960年	61年	62年	63年	64年	1960年	61年	62年	63年	64年
米 国	26.9	28.6	29.7	28.6	27.1	1.3	6.2	7.4	9.7	8.2	10.4	11.1	8.0	7.4	13.1	38.6	45.9	45.1	45.7	48.4
英 国	2.5	2.4	2.5	2.5	2.7	1.4	2.0	1.6	1.6	2.1	4.4	3.9	2.2	2.1	3.1	8.3	8.3	6.3	6.2	7.9
フ ラ ン ス	7.7	8.5	8.7	7.0	6.8	0.6	0.8	1.0	1.3	1.5	3.7	3.6	3.1	3.4	4.5	12.0	12.9	12.8	11.7	12.8
西 ド イ ツ	1.2	1.8	2.1	1.6	1.5	1.9	4.0	2.1	2.5	3.0	2.3	2.2	2.6	1.4	2.9	5.4	8.0	6.8	5.5	7.4
日 本	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	1.3	0.8	0.8	1.0	1.0	1.6	1.4	1.2	1.0	2.5	3.7	3.0	2.8	2.7
イ タ リ ア	0.3	0.4	0.5	0.5	0.1	0.5	0.1	0.1	0.3	0.4	0.9	2.0	2.2	2.2	1.0	1.7	2.5	2.8	2.7	1.5
その他共計	42.0	45.4	46.8	43.3	41.6	6.8	15.3	13.6	17.3	17.5	25.4	26.6	21.0	19.5	27.4	74.2	87.3	81.4	80.1	86.5

資料： OECD, Development Assistance Efforts and Policies, 1965 Review.

最近における先進国の 経済協力の動向

一昨年春の国連貿易開発会議において、南北問題の核心が浮きぼりにされ、その後これが世界的な重要課題として検討されることとなったが、その具体化が進むにつれて低開発国貿易の拡大と並んで先進国の経済協力増大の緊要性に対する認識がいつそう高まってきている。わが国も昨年韓国、台湾など近隣諸国に対する経済協力を強化する一方、アジア開発銀行への積極的参加など、一段と東南アジアの経済協力を本腰を入れはじめているおりから、以下最近における先進国の経済協力の動向についてみてみよう。

1964年の経済協力はやや伸長

まず最近における先進国の低開発国に対する経済協力の推移をみると、少なくとも1962年、63年当時の足踏みの状態から、わずかながらも増加を示してきているよううかがわれる。

すなわち、1964年におけるDAC(開発援助委員会、OECDの下部機構)諸国の低開発国向け経済協力の総額は第1表のように、86.5億ドルと、61年のピーク(87.3億ドル)をやや下回るものの、62年、63年に比べると5~6億ドルの増加を示している。このように経済協力がやや伸長したのは、中南米を中心とする民間外資の久方振りの